

平成 17 年 (ワ) 第 87 号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 14 名

被 告 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

証 拠 説 明 書 (2)

平成 18 年 2 月 21 日

新潟地方裁判所高田支部 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸



号証	標目	原本・写 の別	作成年 月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 15	2005 年のバイオテク (BIOTECH) 作物/遺伝子組み換え (GM) 作物の世界情勢	ウェブ サイト上 のデータ を印刷し たもの	不明	国際アグリ バイオ事業 団	遺伝子組換え作物の栽培面積が世界中で増加傾向にあること及び遺伝子組換え作物が国際的な理解を得ていること。	
乙 16 の 1	「組み換え食品 EU 輸入の規制「科学的根拠なし」」	写し	平成 18 年 2 月 8 日	毎日新聞	世界貿易機関 (WTO) が、健康や環境への安全性に対する懸念を理由に遺伝子組換え作物の輸入を規制ないし禁止していた欧州連合 (EU) に対し、当該理由には科学的根拠がないと判断したこと。	

乙 16 の 2	「組み換え作物EUの輸入規制「違反」	写し	平成 18 年 2月 8 日	東京新聞	同上	
乙 16 の 3	「遺伝子組み換え食品輸入規制は違反米の主張認める」	写し	平成 18 年 2月 9 日	日刊工業新聞	同上	
乙 16 の 4	「GM輸入規制は違反」	写し	平成 18 年 2月 9 日	日本農業新聞	同上	
乙 16 の 5	「組み換え食品 EU規制は違反」	写し	平成 18 年 2月 9 日	フジサンケイビジネスアイ	同上	